

県営住宅家賃の誤徴収による過大徴収額等について

本年 8 月 27 日に公表した県営住宅家賃の誤徴収について、過大徴収額等を調査し、返還額を取りまとめましたのでお知らせします。

1 事案の概要

- ・家賃決定における世帯の収入認定において、名義人が被扶養者となる場合の老人扶養又は特定扶養に係る控除を適用していなかったことから、一部の入居者に対し、家賃の過大徴収が生じていました。
- ・過大徴収額の算出が可能な平成 18 年 4 月から本年 8 月までに徴収した家賃を対象に調査を実施しました。

2 誤徴収に伴う過大徴収額等の返還額

- (1) 該当世帯：84 世帯（うち、退去済 15 世帯、承継 16 世帯）
※承継：名義人の死亡等により、家族等が名義人となったもの。
- (2) 過大徴収額計：7,302,905 円（敷金を含む。）
- (3) 返還額合計：10,024,128 円

《内訳》

(金額の単位：円)

	対象世帯数	A：過大徴収額	B：返還利息額	C：返還額合計 (A+B)
老人扶養	83	7,286,824	2,706,894	9,993,718
特定扶養	1	16,081	14,329	30,410
計	84	7,302,905	2,721,223	10,024,128

※返還利息額は、返還日を令和 7 年 1 月 31 日として算出

3 返還の対応

- (1) 現在入居中の該当世帯に対しては、返還額、返還方法等に関する通知を発出済です。
※退去等で調査を要する世帯については、追って当該通知書を発出します。
- (2) 老人扶養控除が適用された昭和 52 年 4 月（特定扶養は平成 3 年 4 月）から平成 18 年 3 月までに徴収した家賃については、対象となる方の申出により返還の対応を行います。
※この申出の期限は、令和 7 年 3 月末までとしています。
申出に係る提出書類等の詳細は、県ホームページをご覧ください。
<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/build/jutaku/koei/r6henkan.html>

4 その他

- ・現存入居中の対象者については、本年 9 月分の家賃から正しい額を適用しています。